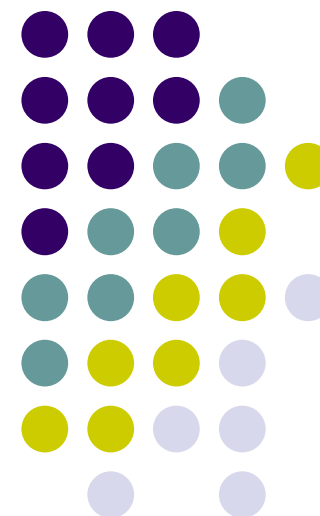


今年度の中小企業支援の重点施策について

～創業支援、クライアントの財務CF改善支援策を中心として～

令和6年10月11日
税理士 湊 義和



講師略歴

1 氏名:税理士 湊 義和 (みなと よしかず)

2 略歴:1985年 慶応義塾大学経済学部卒業後、国民金融公庫(現日本政策金融公庫)へ入庫。
支店勤務、米国留学、本店総務部勤務を経て、1999年独立開業。1996年税理士登録。

3 役職:現在、東京税理士会・会員相談室相談委員、日本税務会計学会・法律部門・副学会長、
東京商工会議所登録エキスパート

4 主な著書

「事業承継対策の法務と税務」(共著)日本法令、「生前贈与の法務リスクと税務リスク」(共著)
大蔵財務協会、「税理士が知っておきたい資金調達50のポイント」大蔵財務協会、「税理士が知っ
ておきたい創業支援50のポイント」(共著)大蔵財務協会、「所得税ハンドブック・令和6年版・日本税理士
連合会版」中央経済社、「家計を元気にする・税金活用術」中央経済社、「こんなに面白い税理士の
仕事」中央経済社 他。

5 事務所:東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル2F office@minato-bestpilot.co.jp

はじめに

本テキストは、2024年10月1日現在の情報により作成しています。

【目次】

I 2024年重点施策

(2024年6月24日内閣府等による支援要請)

II 創業支援策

III 人手不足対策資金の確保策

IV 事例検討

I 2024年重点施策

令和6年3月8日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	武見	敬三
農林水産大臣	坂本	哲志
経済産業大臣	齋藤	健

「再生支援の総合的対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

内閣府
金融庁
財務省
厚生労働省
農林水産省
水産庁
中小企業庁

令和6年6月7日

各業界団体等代表者 殿

コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた 事業者支援の徹底等について

1 要請前文

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、本年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く資金繰り支援については、現在大きな転換点を迎えています。本年3月8日に公表した「再生支援の総合的対策」において既に方向性を示した通り、7月以降は、能登半島地震の被災地に配慮しつつ、各種資金繰り支援策についてはコロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援とします。具体的には、コロナセーフティネット保証4号やコロナ借換保証は6月末の期限を以て原則終了し、同様に、日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の金利引き下げについても終了する予定です。ただし、今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援を強化するとともに、また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等で苦しむ事業者向けの制度は継続します。

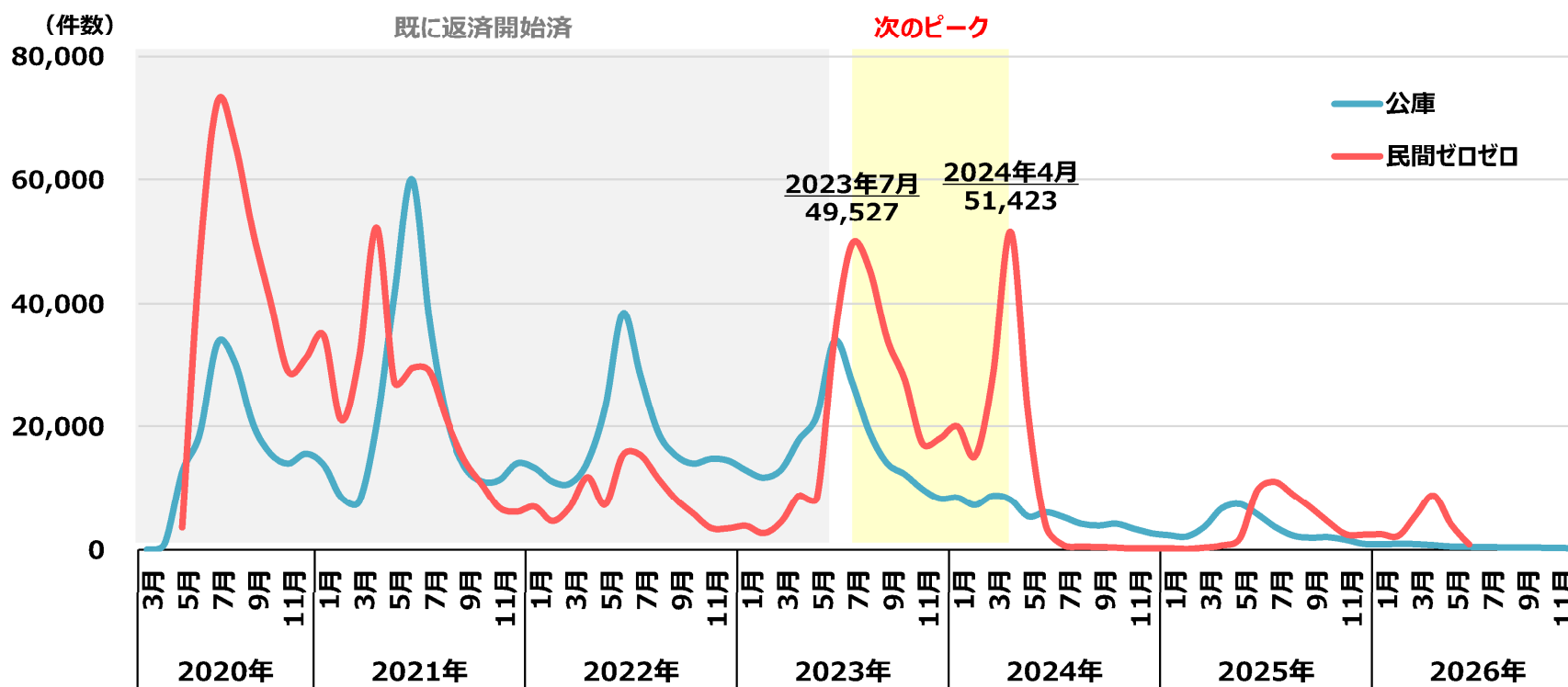
つきましては、以下の事項を要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

出典：「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について」（金融庁）

今後、コロナ関連融資の返済を開始する者は2023年7月以降に集中

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。
（※）政府系のコロナ融資は借換可能。
- 他方、今後、**民間ゼロゼロ融資**の返済を開始する者の返済開始時期は**2023年7月～2024年4月に集中**。
（※）制度開始直後の返済開始のピークは、念のために民間ゼロゼロ融資を借りた者が返済を行ったことが要因と考えられる。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）



（*1）民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。

（出所）日本政策金融公庫提供データより作成。

2 コロナ資金繰り支援策の転換

1. コロナ資金繰り支援策の転換

事業者への資金繰り支援について、足下の資材費等の価格上昇や人手不足の影響、日本銀行の金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、今後の経営改善や事業再生に繋がるよう、丁寧かつ親身に対応すること。返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

民間金融機関においては、コロナ融資の返済が厳しい事業者については、コロナ借換保証制度は原則終了するものの、例えば、100%保証を100%保証で借換可能とする小口零細企業保証や、認定経営革新等支援機関（金融機関等）の支援を条件に保証料を低減する経営力強化保証（80%保証）等を活用し、コロナ融資の借換等を通じて、資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、一般的な災害貸付金利を適用のうえ、本年12月末まで延長する新型コロナウイルス感染症特別貸付等において、引き続き、資金繰りに課題を抱える事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を今後適用する際には、社会経済活動の正常化が進む中、改めて、コロナの影響や、中長期的な事業者の業況の回復や発展の見込みを確認し、適切に判断すること。なお、事業者の利用実績等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、新規の設備資金融資を今般対象外とすることから、今後、設備資金融資のニーズに対しては、引き続き措置されている他の貸付制度を活用し対応すること。また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等の経済環境を踏まえ、金利引下げ措置が本年12月末まで延長されたセーフティネット貸付（原材料価格高騰対策）等の活用を促進すること。

コロナ禍で債務が積み上がり、事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、経営改善・再生支援に資する資金繰り支援策の活用を検討すること。具体的には、本年12月末まで期限を延長したコロナ経営改善サポート保証や日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用を検討すること。

コロナ経営改善サポート保証の利用要件となっている、経営サポート会議や経営改善計画策定支援事業等による事業再生計画の策定に際しては、金融機関と信用保証協会、中小企業活性化協議会等の支援機関が必要に応じ、緊密に連携すること。

日本政策金融公庫等においては、小規模事業者も含め、引き続きコロナ資本性劣後ローンの利用促進に取り組むこと。また、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善を促す観点からコロナ資本性劣後ローンが重要であることに鑑み、借換え等の相談に柔軟に応じるとともに、その中で支援を必要とする先について、時機を逸することがないよう関係機関とも連携しながら経営改善支援に取り組むこと。

民間金融機関においてもコロナ資本性劣後ローンを活用した支援について前向きに検討すること。その際、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、日本政策金融公庫等とも連携し、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

民間金融機関においては、本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能を発揮し、経営改善・再生支援に努めること。

また、官民金融機関においては、取引先の事業者が事業不振の際には、自らが経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に努めることに加えて、M&A・事業再構築・廃業等といった取り得る選択肢の幅を広げる観点から、必要に応じて事業承継・引き継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう促すこと。

1 現状の経営課題

1 資材等の価格上昇



2 人手不足



3 返済金利の上昇



これらの課題を解決
するための
対策の検討



対策実施
のための
資金確保策
を支援する
ことが重要

2 クライアントの融資が厳しいと思われる時のポイント

- 1 今回の金融庁等からの要請文により、
 - A 過去の決算書が赤字、直近試算表が赤字
 - B 既に借入金企業が企業規模に比して大きい
 - C 過去に元本返済据え置き等の条件変更を行っている等の理由のみで**機械的に融資否決**をしないように求めていることを知っておく。(機械的に融資否決とは、たとえば、決算書、試算表のみを預かって、特に経営者からヒアリングもせずに、難しいと回答するようなケースです。

- 2 今回の融資が、クライアントの経営課題の解決にどのようにつながり、**事業再生ステージに入ることを防止するか**を具体的に整理して、経営者の言葉で融資申込書に添付するように指導する。

(参考) 中小企業向け資金繰り支援の全体像

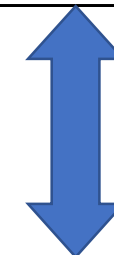
		昨年9月末	6月末	12月末
民間金融機関 (信用保証制度)	コロナファイネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)	借換目的での利用は継続 ※新規融資のみでの利用は終了		※終了。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で災害セーフティネット保証4号を継続。
	コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)			※終了。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で継続。
	経営改善・再生支援 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)		6ヶ月の延長	
政府系金融機関	日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%)		災害貸付金利を適用 (金利▲0.5%を廃止) した上で6ヶ月の延長 (※)
	経営改善・再生支援 日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン	限度額を引上げ(10億→15億)のうえ、6ヵ月延長		6ヶ月の延長

※新規の設備融資資金は除く、5年貸付：中小事業：1.5% 国民事業：1.45% (24年6月時点)

クライアントの区分	民間金融機関		政府系金融機関	
	資金繰り支援の内容	具体的策	資金繰り支援の内容	具体的策
黒字決算あるいは、最終赤字ではあるが、償却前黒字	コロナ融資の借換え支援	1 小口零細企業保証	借換えを含めた資金繰り改善	新型コロナ感染症特別貸付け等
		2 経営力強化保証	原材料価格高騰対策	セーフティネット貸付
赤字決算、債務超過会社、過大債務会社	経営改善・事業再生支援	コロナ経営改善サポート保証 信用保証付債権DDS	経営改善・事業再生支援・ 財務基盤の強化	コロナ資本性劣後ローン
	無利子・無担保融資からの借換促進	公庫のコロナ資本性劣後ローンとの連携融資		



M&A、事業再構築、自主廃業等の選択肢の検討が必要となる場合には、下記機関と積極的に連携を図り、時期を失しないようにすることが重要



全ての法人が対象	事業承継・引継ぎ支援センター	
	中小企業活性化支援協議会	
	よろず支援拠点	

全ての法人が対象	経営指導支援	早期経営改善計画策定支援事業
----------	--------	----------------

3 民間金融機関の融資メニュー

全国小口・小口等のご案内

■ 小口資金のお借入を検討している小規模企業者のお客さまへ

小口零細企業保証制度 「全国小口」・「小口」・「小口つなぎ」のご案内

- 金融環境の変化による影響を受けやすい小規模企業者を対象とした、責任共有制度対象外となる全国统一保証制度【小口零細企業保証制度】（略称：全国小口）です。また、全国小口に準拠した東京都制度融資【小口零細企業保証制度】（略称：小口）に加え、各区市町でも同様に、独自制度として小口零細企業保証制度^(注)（略称：マル区小口・マル市小口・マル町小口）がごございます。

（注）制度の有無や要件等は区市町により異なります。

融資限度額

2,000万円
（全国の保証付融資残高の合計が
2,000万円以下となる必要があります）

対象者

**従業員数
製造業等 20人以下
卸売・小売・サービス業 5人以下**

保証割合

100%

保証料率

**責任共有外
保証料率を適用**

詳しいお問い合わせ先は、右記QRコードを読み取ってご確認ください。



 **東京信用保証協会**
<https://www.cgc-tokyo.or.jp>

(2023.4)

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口)
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2,000 万円
融資期間	運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
融資利率 (年率)	【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3 年以内 1.9%以内 3 年超 5 年以内 2.1%以内 5 年超 7 年以内 2.3%以内 7 年超 2.5%以内 【変動金利】 「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は 1 年以内)とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
保証人	総則の 4 に定めるとおりとする。
物的担保	原則として無担保とする。

新たな保証制度に対応した資金繰り支援の開始

～ 経営改善の取組を推進する中小企業に対する新たな資金繰り支援策を実施します ～

このたび国は、伴走支援型特別保証制度の6月末日での終了と、7月1日から金融機関をはじめとする支援機関が、継続的に経営支援を行いながら資金繰りを支援する信用保証制度の創設を決定しました。

これに伴い、「東京都中小企業制度融資」においても、「伴走全国」と「伴走対応」は6月末で終了となります。7月1日からは、国の新たな保証制度に対応した融資メニューを創設し、中小企業の経営改善や資金繰り支援をより一層推進していきます。

「東京都中小企業制度融資」 都経営力強化

7月1日受付開始

ポイント①感染症関連融資※の借換えとして利用が可能

- 新規融資だけでなく、借換融資（令和元年度末以降に実施した感染症関連融資の借換えを含む。）としても利用可能

ポイント②支援機関のサポートを受けながら経営改善を促進

- 金融機関など国の認定を受けた支援機関のサポートにより、事業計画の策定と実行を後押し

ポイント③信用保証料の補助等を実施

- 信用保証料を概ね0.2%程度引き下げ
- 東京都は小規模企業者が負担する信用保証料の1/2を補助

※感染症関連融資：令和元年度危機対応（感染症のみ）、令和元年度感染症対応、令和元年度感染症借換、令和2年度危機対応、令和2年度感染症対応、令和2年度感染症借換、令和2年度感染症全国、令和3年度以降の伴走全国・伴走対応

メニュー名	融資条件	保証料補助
都経営力強化	●対象:金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の行動及び進捗の報告を行うもの	小規模企業者1/2
	●融資利率：1.7%以内～2.2%以内 ●融資限度額：2億8,000万円 ●資金使途：運転資金、設備資金 ●融資期間：運転資金5年以内※、設備資金7年以内 ※保証付融資の既往借入金を借り換える場合は10年以内	

■ 経営力強化保証制度とは

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

※認定経営革新等支援機関

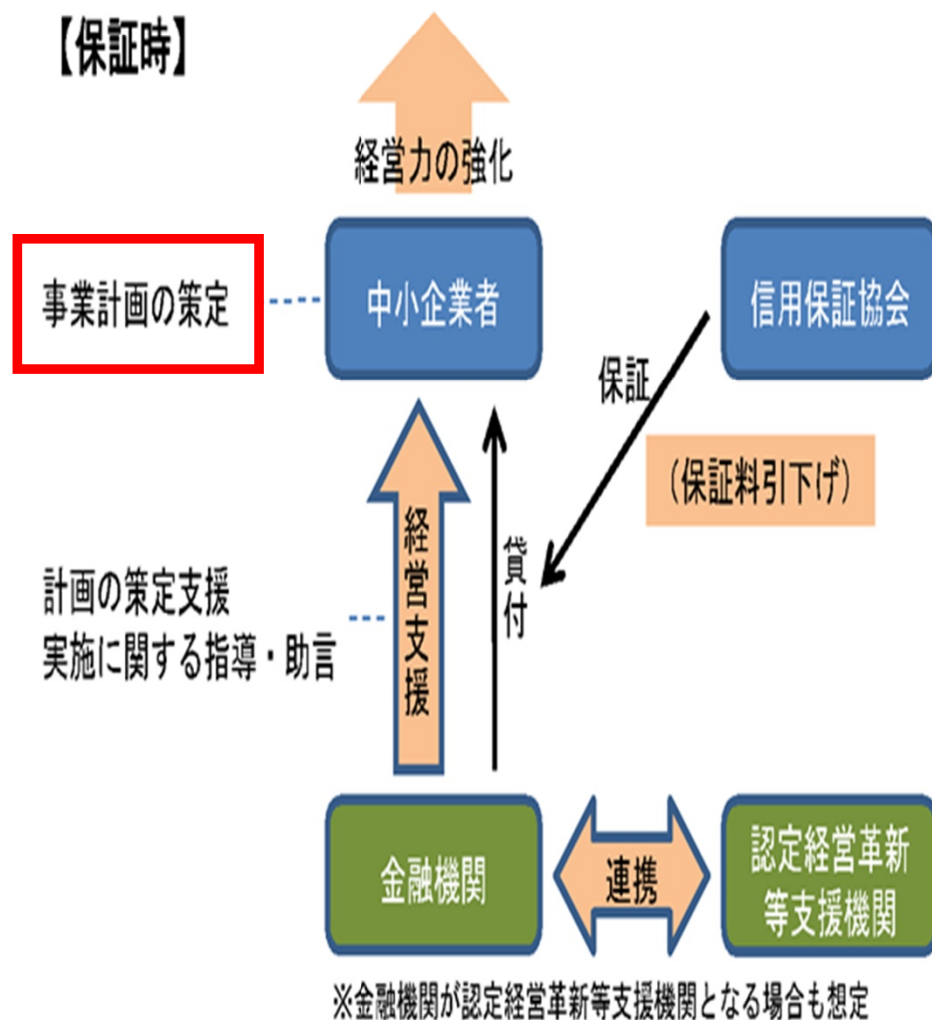
…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 1 項（平成 24 年 8 月 30 日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ ご利用いただける方

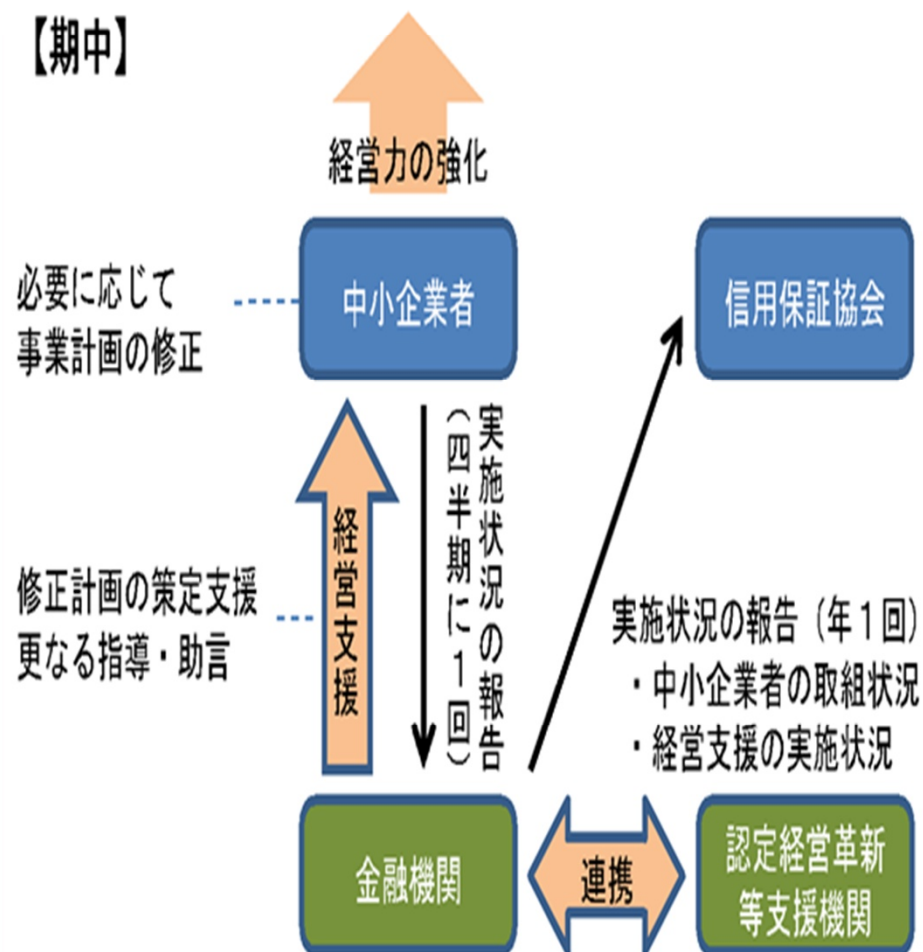
金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者です。

制度のしくみ

【保証時】



【期中】



計画策定日： 令和 年 月 日

事業行動計画書

1. 事業者名等

住 所	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

【情報提供の同意】

経営力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電 話 ☐ 対面面談 ☐ オンライン面談 ☐ その他（ ）	

【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受ける経営支援の内容

* 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識^(※1)

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率(売上持続性)(%)		④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)	
②営業利益率(収益性)(%)		⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)	
③労働生産性(生産性)(千円)		⑥自己資本比率(安全性)(%)	

4. 計画終了時点における将来目標

*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

* 個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					



本資金の活用方法
(資金使途、資金効果等)

今回の融資が、クライアントの経営課題の解決にどのようにつながり、事業再生ステージに入ることを防止するかを具体的に整理して記載する。

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月期)	計画 1 年目 (令和 年 月期)	計画 2 年目 (令和 年 月期)	計画 3 年目 (令和 年 月期)	計画 4 年目 (令和 年 月期)	計画 5 年目 (令和 年 月期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

以 上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。
ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



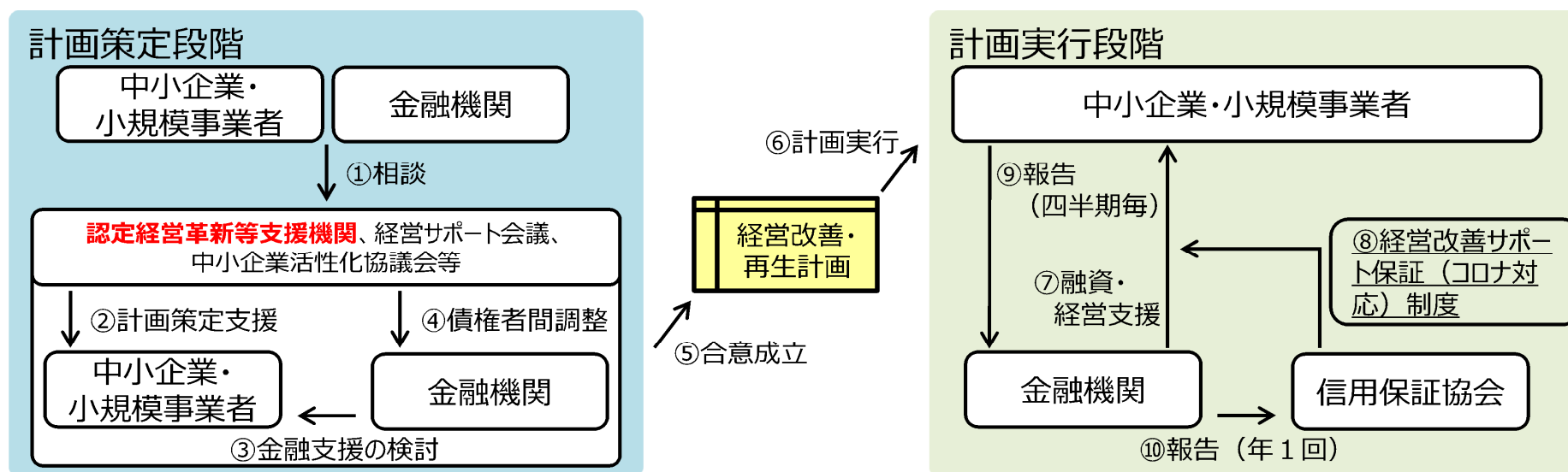
(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－現預金)/(営業利益＋減価償却費) 【意 義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

経営改善サポート保証（コロナ対応）の制度概要

- 経営改善サポート保証制度は、経営サポート会議※や中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 今後、コロナ禍で債務を抱え、特に経営状況の苦しい企業の利用ニーズの増加が想定されることを踏まえ、認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画においても、全債権者の合意を得たものであれば、対象とする。

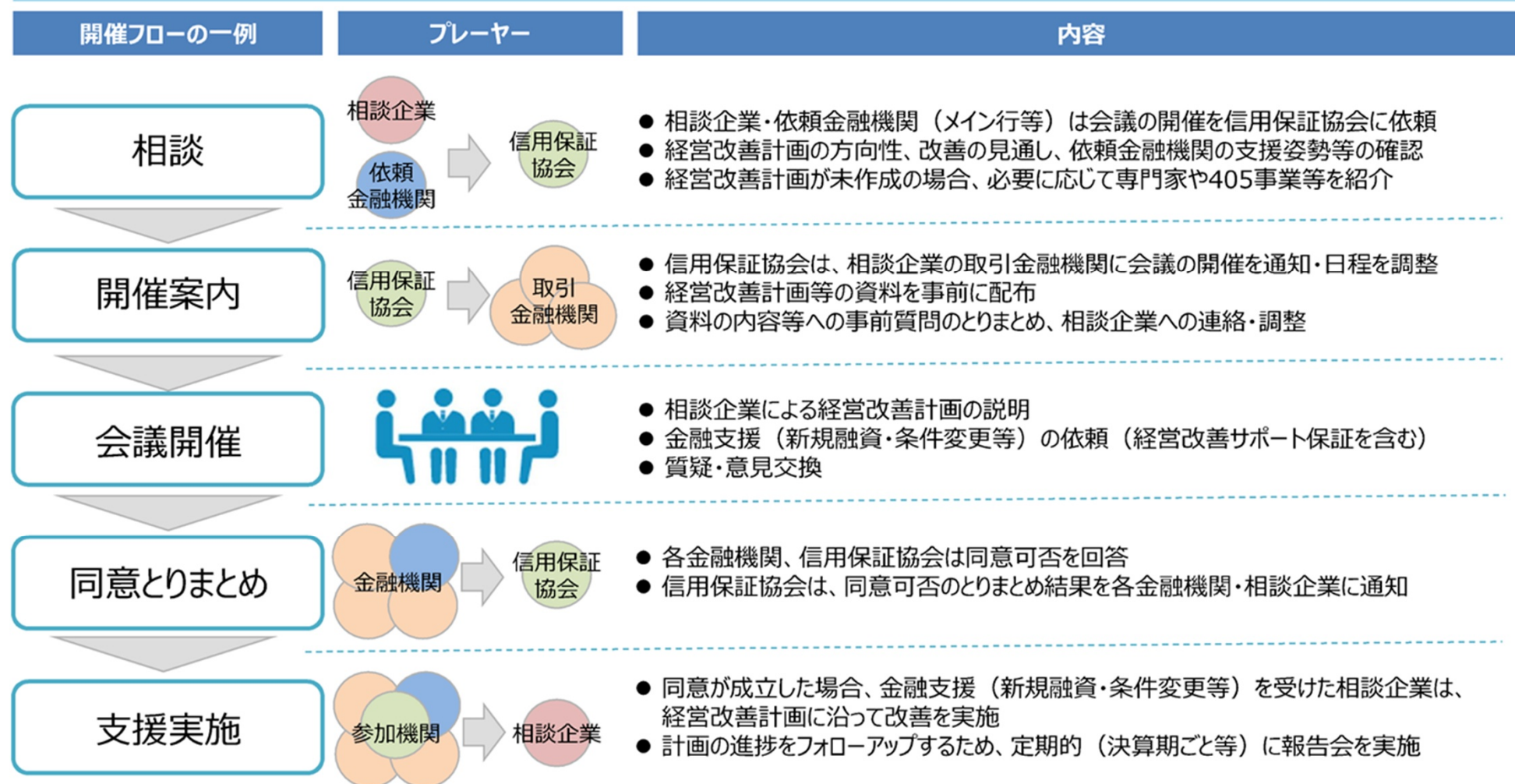
※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み



- 保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
- 保証割合 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証。
- 保証料率 **0.2%（国による補助前：原則0.8%または1.0%）**
- 金利 金融機関所定
- 保証期間 15年以内
- 据置期間 **5年以内（従前：1年以内）**

(参考) 経営サポート会議について

- 経営サポート会議とは、経営改善計画や金融支援の内容について合意形成を希望する中小企業者が、取引金融機関と一堂に会し情報共有・意見交換を行う場（バンクミーティング）。
- 中立・公正な信用保証協会が事務局役となることで、複数金融機関と取引がある場合でもスムーズな調整が可能。



○ 信用保証付債権DDSについて

コロナの影響の長期化や物価高等の影響を受け特に債務超過に苦しむ中小企業者においては、状況の打開のためにキャッシュフロー改善に資する設備投資等を実施したくても、今の財務状態では資金調達は難しいのが現状です。

そのため、債務超過の要因になっている既存の保証付融資の一部を資本的劣後債権への転換(信用保証付債権DDS)を行うことで、実質債務超過額の圧縮・解消、更には信用力アップを図り、新たな資金調達を受けるなど、安定した金融取引の継続が可能となります。

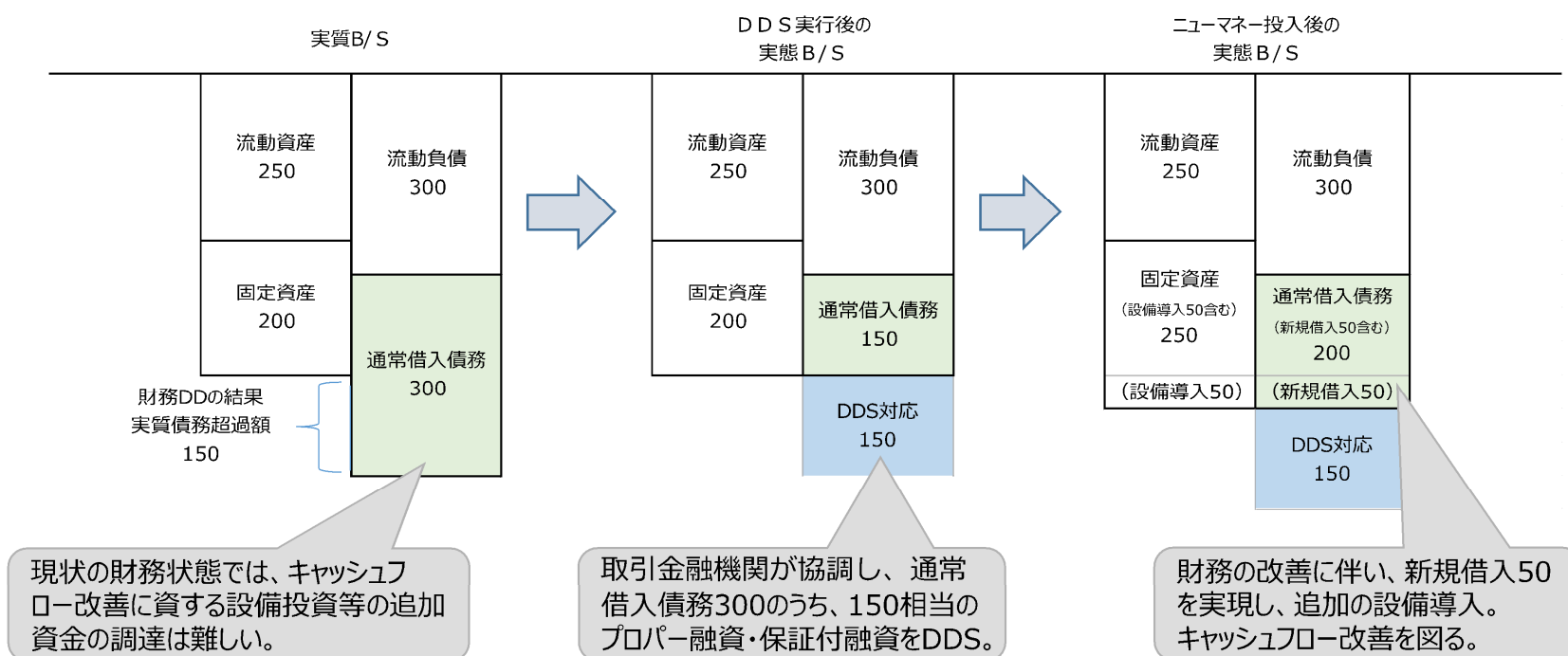
こうした信用保証付債権DDSの取組みを後押しするため、現行の要件となっている中小企業活性化協議会等による再生計画のみならず、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」においても全債権者の合意を得たものであれば対象とするよう要件を拡充いたします。(ただし、当該計画にて、信用保証付債権DDSを検討する場合において、信用保証付債権しか存在しない場合は、プロパー新規融資の原則同時実行を要件とすることで信用保証付債権DDSの対応を可能とします。)

出典：中小企業庁HP

信用保証付債権DDSのイメージ

- 特に債務超過に苦しむ事業者については、状況の打開のためにキャッシュフロー改善に資する設備投資を実施したくても、現状の財務状態では追加の資金調達もままならないケースあり。
- そのため、**既存の保証付融資の一部を資本的劣後債権へ転換（信用保証付債権DDS）**することで、**財務を改善し、ニューマネー投入を実現**。
- 信用保証付債権DDSの活用を促進するため、現行の要件となっている中小企業活性化協議会等による計画のみならず、**認定経営革新等支援機関が、経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画においても、全債権者の合意を得たものであれば、対象とする**。

債務超過企業がDDSを活用するイメージ



信用保証付債権 D D S 活用事例②

【業種】

- ・ 食器製造業

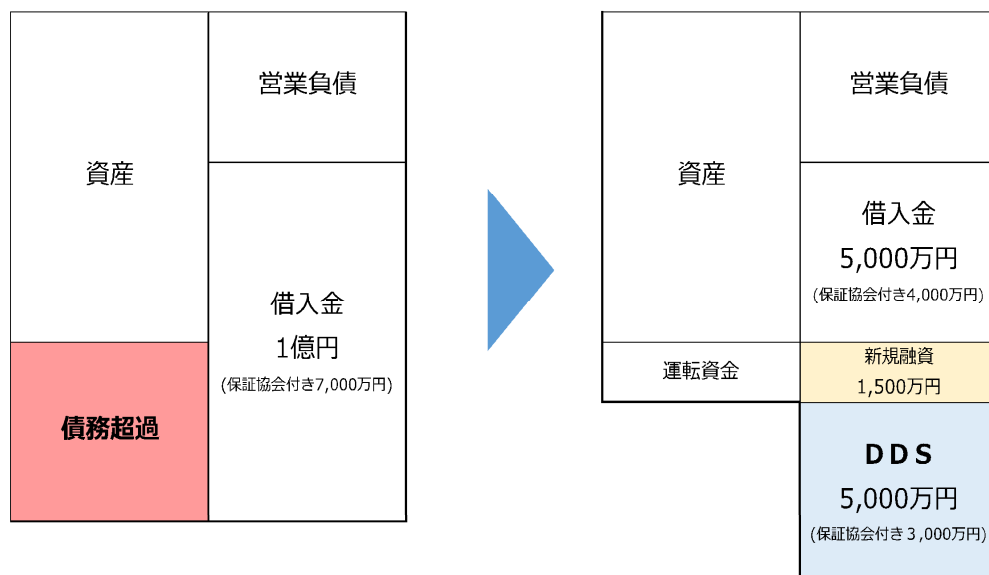
【支援に至るまでの経緯】

- ・ 主に飲食店向けの食器製造を行っており、一時は売上が低迷していたが、販路開拓を強化したことで、コロナ前（2019年度）の直近3期は連続して増収傾向にあった。
- ・ しかし、コロナの影響を受けたことで、収益が悪化。2019年度に比して2020年度は売上が30%減少した。
- ・ 斯かる状況から、中小企業活性化協議会が関与し、D D Sを含めた計画策定支援に至った。

【再生計画の概要（アクションプラン）】

- ・ 既存先への営業強化（提案アイテム数拡大）、新製品開発（抗菌作用のある食器製造）、直営店舗開店等
- ・ 仕入れ先開拓、定期的な仕入れ単価の値下げ交渉・信頼関係構築
- ・ 製品別生産計画・実績管理、予算管理、P D C Aサイクルの管理強化

【再生スキーム】



【金融支援】

- ・ 既存借入金1億円（保証協会付き7,000万円）の内、5,000万円（保証協会付き3,000万円）についてD D Sを実施。
- ・ D D S非実行分の保証協会付き4,000万円については、経営改善サポート保証で借換実施。
- ・ 運転資金としてメイン行がプロパーで1,500万円を支援。

【事業者の声】

- ・ D D Sの実施や運転資金が新規調達できたことで、コロナ禍の資金繰りを乗り越えることが出来た。
- ・ 経営改善の取り組みに対する意識が向上し、改善計画を着実に実行することで収益確保を目指していきたい。

4 政府系金融機関の融資メニュー

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1. 次のいずれかに該当する方 (1) 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ア 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 イ 令和元年12月の売上高 ウ 令和元年10月から12月の平均売上高 2. 債務負担が重くなっている方（注1）
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金（注2）
融資限度額	8,000万円（別枠）
利率（年）	基準利率（注2）
ご返済期間	20年以内（うち据置期間5年以内）
担保・保証	担保：無担保 保証：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます（注3）。

- (注1) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。
- (注2) 令和6年7月1日（月）のお申込受付分から、融資後3年間の0.5%利率引下げおよび設備資金のお取扱いが廃止となりました。
- (注3) 経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方であって次の（1）および（2）の要件を満たす場合は、経営者の保証を免除することができます。
- （1） 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。
 - （2） 令和2年1月29日時点における直近の決算期からお申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期において、債務超過となっていないこと。

経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

ご利用いただける方	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2. 最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	
資金のお使いみち	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	
融資限度額	4,800万円	
利率（年）	基準利率。ただし、<u>「ご利用いただける方」の5に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方は、特別利率Q。</u> • 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方 • ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方	
ご返済期間	設備資金	15年以内＜うち据置期間3年以内＞
	運転資金	8年以内＜うち据置期間3年以内＞
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

新型コロナ対策資本金性劣後ローン ～中小企業向け資本金性資金供給～

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者 ② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2） （※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象													
融資限度額	【中小事業】1社あたり15億円 【国民事業】1社あたり7,200万円													
融資期間	5年1か月・7年・10年・15年・20年（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能 ★													
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合</th><th colspan="3">4年目以降黒字の場合</th></tr> <tr> <th>5年1か月・ 7年・10年</th><th>15年</th><th>20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.50%</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr> </tbody> </table>			当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1か月・ 7年・10年	15年	20年	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合													
	5年1か月・ 7年・10年	15年	20年											
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%											
担保・保証人	無担保・無保証人													
資本金性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）													
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後													

（出典：財務省）

①「署名」または「ゴム印の押印」をお願いします。

令和 ●年 ●月 ●日

ご署名またはゴム印（社判）を押印ください。

株式会社 日本政策金融公庫 御中

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

○県口市△町1-1-1
株式会社国民商事
代表取締役 国民 太郎

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 事業計画書

1 事業の概要、商品、サービスの特性

- ・当社は平成30年1月に代表取締役▲▲が創業したソフトウェア開発業。多様な人材をスポットで雇用したい個人事業主や中小企業と、自らのライフサイクルに合わせて柔軟に働きたいフリーランス人材をマッチングするアプリを開発し、平成30年4月にサービスをリリース。令和元年10月には、●●ベンチャーキャピタルより、5,000万円の出資を受け入れた。
- ・現在は、当アプリのアクティブユーザーである個人事業主や中小企業をターゲットにしたクラウドERPシステムを開発中である。

2 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・「○○」リリース以降、雑誌や新聞などのメディアに多数取り上げられ、順調にユーザーを獲得。業況拡大局面にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業する事業所や採用を控える企業が増加し、労働市場が鈍化。アクティブユーザーは大幅に減少している。創業間もない弊社は、先行して広告費などを投入することでユーザーの獲得に注力してきたため、足元の資金繰りが急激に悪化している。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の見込み

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に対して、在宅勤務の推進や飲食デリバリーサービスの需要増大など、新たな生活様式が始まっている。こうした状況下でも、採用数を伸ばしている業態もあるため、今まで以上に的確に労働市場を読み取り、新たな生活様式に適応した人材マッチングの推進を強化する。
- ・今回の資金は、向こう1年間の運転資金と、クラウドERPシステム開発資金として活用する。

4 事業の継続・発展を図るために必要な資金

（単位：万円）

必 要 な 資 金		金 額	調 達 の 方 法	金 額
運 転 資 金	諸経費支払資金など （内訳）	5,500	自己資金	
	人件費	2,000	日本政策金融公庫 国民生活事業からの借入	4,000
	その他諸経費	2,500	民間金融機関からの借入	1,500
	ソフトウェア開発に伴う外注費	1,000	金融機関名： ▲▲信金 担当者名： ◆◆ 支援内容： 融資 支援時期： 令和4年3月	
資 金			ベンチャーキャピタル等からの出資	
			出資先名：	
			担当者名：	
			支援内容：	
合 計		5,500	合 計	5,500

②ご利用いただける方のうち、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方については、「金融機関名または出資先名」、「担当者名」、「支援内容」、「支援時期」についてご記載ください（※）。
（※）民間金融機関等からの協調支援を受けない場合は、記載不要です。

※融資決定前および融資後1年以内に状況確認のため公庫から協調支援予定先に連絡させていただくことがありますので、取引金融機関に事前にご了解を得ておいてください。

5 業績推移と今後の計画

③ご希望される返済期間の最終計画期を含む決算期まで策定してください。

	前期実績		今期見込		計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標
	R2/12 期	R3/12 期	R4/12 期	R5/12 期	R6/12 期	R13/12 期		
売上高	5,000	5,500	6,000	6,700	8,000	12,000		
売上原価	900	900	950	980	1,020	1,233		
うち減価償却費	30	30	30	30	30	30		
売上高総利益	4,100	4,600	5,050	5,720	6,980	10,767		
販売管理費	5,500	6,190	6,590	6,640	6,690	7,890		
人			4,200	4,200	4,200	5,000		
減			2,000	2,000	2,000	3,000		
営業利益			30	30	30	30		
【自己資本の連続性】			-1,540	-920	290	2,877		
（※）ただし、配当を行うこと等により自己資本が連続しない場合がある旨、ご留意ください。			30	30	30	30		
営業			50	150	210	210		
経常利益			-1,560	-1,040	110	2,697		
特別損益	0	0	0	0	0	0		
法人税等	0	0	0	0	0	1,349		
当期利益	-1,410	-1,600	-1,560	-1,040	110	1,348		
総資産	6,000	9,000	8,200	9,500	8,500	14,000		
総負債	3,000	7,600	8,360	10,700	9,590	5,163		
自己資本	3,000	1,400	-160	-1,200	-1,090	8,837		

6 借入金・社債の期末残高推移（※協調支援予定を含む。）

⑤新規借入金を記載した場合は、該当する調達先の既存借入金にも反映してください。

調達先	前期実績		今期見込		計画	最終目標
	R2/12 期	R3/12 期	R4/12 期	R5/12 期	R6/12 期	R13/12 期
〇〇銀行	1,000	850	700	550	400	2,000
▲▲信金	1,000	900	2,300	2,200	2,100	1,500
公庫		4,000	4,000	4,000	4,000	0
小計	2,000	5,750	7,000	6,750	6,500	3,500
社債	0	0	0	0	0	0
新規借入金	0	4,000	1,500	0	0	0
合計	2,000	5,750	7,000	6,750	6,500	3,500

＜認定支援機関による支援を受けて事業計画書を策定する方は、同意事項を確認のうえ、項目7および項番8についてご記載ください。＞

【お客さまの情報の利用に関する同意】
ご提供いただきましたお客さまの情報および今後ご提供いただきます下記のお客さまの情報につきましては、本融資制度の利用期間中、本制度を適切かつ円滑に履行するために株式会社日本政策金融公庫と認定経営革新等支援機関との間において情報交換することを目的として、利用します。

(1) 資産・負債等財務に関する情報、本事業計画書および付属書面等本事業計画
(2) その他本融資制度の運用に必要な情報

☒ 上記のお客さまの情報の利用目的を確認し、利用することに同意します。

⑥ご利用いただける方のうち、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方であって、民間金融機関等からの協調支援を受けない場合は、情報の利用目的について同意のうえ、項番7および8について、ご記載ください。

7 認定支援機関の所見等

＜本計画の評価＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に資金繰りが逼迫しているが、影響を受けるまでは、他社とは差別化されたサービスが評価され、利用者数は順調に増加していた。コロナの収束時期は読めないが、サービスの強みを活かして適材適所に経営資源を投入することで、中長期的に黒字化は見込める。計画は妥当である。

8 認定支援機関連絡先

ご署名またはゴム印（社判）を押印ください。

⑦認定支援機関の所見等を記載いただいた場合は、必ず本欄に「署名」または「ゴム印の押印」をお願いします。

電話番号 XX-XXXX-XXXX
住所 ○県口市△町2-2-2
機関名 □□会計事務所
税理士 ☆☆ ★★
(担当者名) ●●

5 業績推移と今後の計画

(単位：万円)

		前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標
総資産		6,000	9,000	8,200	9,500	8,500	14,000
総負債		3,000	7,600	8,360	10,700	9,590	5,163
自己資本		3,000	1,400	-160	-1,200	-1,090	8,837
既存借入金	〇〇銀行	1,000	850	700	550	400	2,000
	▲▲信金	1,000	900	2,300	2,200	2,100	1,500
	公庫		4,000	4,000	4,000	4,000	0
小計		2,000	5,750	7,000	6,750	6,500	3,500

自己資本の増加 = 9,927万円(8,887 + 1,090) =

負債の減少 4,427(うち資本性ローン一括返済4,000) + 資産の増加 5,500

令和6年3月8日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	武見	敬三
農林水産大臣	坂本	哲志
経済産業大臣	齋藤	健

「再生支援の総合的対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

2. 資本性劣後ローン

過大な債務等に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、積極的に資本性劣後ローンの活用を検討すること。特に、コロナ資本性劣後ローンについても本年6月末まで延長するほか、昨年11月の総合経済対策の内容を踏まえ、日本政策金融公庫において作成している業種別活用事例集や事業計画書の記入例を十分活用すること等により、小規模事業者も含め、引き続きコロナ資本性劣後ローンの利用促進に取り組むこと。

民間金融機関においてもコロナ資本性劣後ローンを活用した支援について前向きに検討すること。その際、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換促進も念頭に、日本政策金融公庫等とも連携し、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

- ★ また、コロナ資本性劣後ローンについて、貸付から5年経過後は、事業者が民間金融機関等からの支援を受けている場合には当該金融機関等にも相談の上、事業者の申し出による期限前弁済（部分弁済を含む）が可能である旨、日本政策金融公庫等において事業者へ周知を図り、コロナ資本性劣後ローンの利用を促進すること^[1]。加えて、民間金融機関等においては、事業者から期限前弁済に係る相談を受けた際には、事業者の財務状況等を踏まえ丁寧かつ親身に対応すること。

新型コロナ対策資本金性劣後ローン 活用事例①

【業種】 宿泊業

【従業員数】 20名 【年商】 150百万円

企業概要

- A社は、景勝地に立地する老舗旅館。趣向を凝らした地産地消の料理や源泉かけ流しの温泉が、長年観光客から支持されている。
- 館内には宴会場を有し、地域の宴会需要を安定的に確保。
- 近年、客室の増設などの設備投資を実施したことで借入金が増加し、資金繰りを圧迫している。

◆コロナ禍で抱えた課題

- コロナ禍で減少した売上が回復するまでの間の**資金繰り安定化**
- 赤字により**マイナスに陥った自己資本を増加させ、資金調達を円滑化**させること

資本金性ローン
を活用

◆資本金性ローン導入の効果

- 公庫既存借入を資本金性ローンで借換え一本化。**毎月の返済元金を抑えたこと（期限一括償還）で、資金繰りが改善**
- 資本金性ローン40百万円の導入により自己資本が改善。財務基盤の強化が評価され、**民間金融機関から追加の運転資金を調達**

◆借入時に作成した事業計画書のポイント

1. 事業計画書に記載した主な取組み

- 個人客向け宿泊プランの多様化
- 自社HPからの予約率アップによる手数料の削減
- 従業員のマルチタスク化による生産性の向上

2. 損益計画

損益計画の策定：計画1年目以降の損益を次のとおり検討

- 部門別（宿泊・宴会・売店）に売上計画を策定するなど、計画を精緻化
- 宿泊プランの多様化による客単価アップと利用客数の増加を予測売上に反映（1年目：140百万円→2年目：170百万円→3年目：200百万円）
- 自社HPからの予約率アップと従業員のマルチタスク化等の効率化により、営業経費を20百万円削減

（参考）当社の売上（年商）・自己資本の推移 単位：百万円

	平時	…	コロナ禍	…	導入後
売上	270	…	100	…	150
自己資本	30	…	▲20	…	25（※）

（※）資本金性ローン活用後のみなし自己資本

新型コロナ対策資本金性劣後ローン 活用事例⑥

【業種】受託開発ソフトウェア業
【従業員数】20名 【年商】240百万円

企業概要

- F社は、大手システム開発会社関連の受注を下請けするソフトウェア開発業者。参入していた大規模プロジェクトが中止となった影響により、業績が低迷し、コロナ禍以前から自己資本はマイナス。
- 近年、DX市場の拡大を見込み、業績低迷の打開策として、DX化関連製品の販売等に参入。同製品の販売を契機に、顧客のニーズを捉え、システム開発の受注に繋げていく営業力が強みとなっている。

◆コロナ禍で抱えた課題

- 対面営業が制限される中、収益力改善に向けて利益率の高い開発案件の獲得
- **マイナス幅が拡大した自己資本を増加**させ、資金調達を円滑化させること

資本金性ローン
を活用

◆資本金性ローン導入の効果

- 案件の確保までは人件費等の先行支出が想定される中、**毎月の返済元金を抑えたこと（期限一括償還）**により、資金繰りを緩和
- 当初、民間金融機関は、財務状況等を踏まえ、協調融資に消極的であったところ、資本金性ローン35百万円による**財務基盤強化の効果を勘案し、応諾方針に切り替え、協調融資を実行**

◆借入時に作成した事業計画書のポイント

1. 事業計画書に記載した主な取組み

- メンテナンス時の提案営業、システム開発事例に係るセミナーの開催等により新規開発案件や販売案件を確保
- IT技術者の採用及び育成

(参考) 当社の売上(年商)・自己資本の推移 単位: 百万円

	平時	...	コロナ禍	...	導入後
売上	210	...	190	...	240
自己資本	▲50	...	▲65	...	▲20(※)

(※) 資本金性ローン活用後のみなし自己資本

2. 損益計画

売上計画の策定: 売上計画の策定にあたり、取組施策にかかる具体的な目標、実施時期、実施責任者を明確にし、次のとおり数値計画に反映

- 計画1年目は、直近の新規契約先(2先)からの受注獲得により、売上が20百万円増加すると予測
- 計画2年目、3年目は、今後の各取組施策の効果を積み上げ、1年目から更に売上が15百万円増加すると予測
- 計画4年目以降も、計画3年目並で推移すると見込み、3年目の売上を採用

3 信用保証付融資における経営者保証

4. 信用保証付融資における経営者保証

信用保証協会及び民間金融機関においては、本年3月より申込受付を開始した、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を含む信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについて事業者に周知し、積極的な活用を促すこと。その際、信用保証協会においては、経営者保証を提供する保証申込について、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度に関して事業者が説明を受けたことを申込金融機関を介するなどして確認すること。。

出典：「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について」（金融庁）

[ホーム](#) > [政策について](#) > [金融一般支援](#) >

保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等を開始します



保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等を開始します

令和6年3月15日

出典：中企庁HP

1. 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の創設について

信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。本制度を様々な信用保証付融資に適用することで、経営者保証を提供することなく融資を受けることができます。

(事業者選択型経営者保証非提供制度の概要)

要件	次の要件のいずれにも該当すること(*) ① 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において決算書等(*1)を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 ② 直近の決算において代表者(*2)への貸付金等(*3)がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 ③ 直近の決算において債務超過でない(純資産の額がゼロ以上である)こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 ④ 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ⑤ 中小企業者が、保証料率の上乗せにより保証人の保証を提供しないことを希望していること(*4)。 (*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げるものをそれぞれ除く。
保証料率	● 上記の③の要件の両方を満たす場合 信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ ● 上記の③の要件のいずれか一方を満たす場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 信用保証協会所定の保証料率に0.45%上乗せ

保証人	不要
対象となる保証	無担保保険(限度額8,000万円)に係る保証など。
その他	原則として、本制度を適用する個別の保証制度等の取扱いに準じる。

(※1) 原則、決算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(※2) 「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(※3) 「貸付金」以外の金銭債権(仮払金・未収入金等)も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(※4) 経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いが可能。

2. 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)について

前記1. の横断的制度の活用を一気に加速していくため、当初3年間(2027年3月末まで)の時限措置として、上乗せされる保証料率の一部を国が補助する信用保証制度を創設します。

(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要)

要件	前記1. の事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の要件と同じ。
保証限度額	8,000万円 セーフティネット保証(4号・5号)の場合は、別枠で8,000万円
保証期間	(1)一括返済の場合:1年以内 (2)分割返済の場合:10年以内(据置期間は1年以内)
保証料率	前記1. の事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の保証料率と同じ。

保証料補助	保証申込日に応じて、次の補助率に相当する額を国が補助します。
	● 2024年3月15日～2025年3月31日の保証申込分 補助率 0.15% ● 2025年4月1日～2026年3月31日の保証申込分 補助率 0.10% ● 2026年4月1日～2027年3月31日保証申込分 補助率 0.05%
保証人	不要
取扱期間	2027年3月31日まで

3. プロパー融資借換特別保証制度について

経営者保証を求めない取組による信用収縮を防止し、民間金融機関における取組浸透を促すために、例外的に、既往のプロパー融資(*)（経営者保証あり）から信用保証付き融資（経営者保証なし）への借換を認める保証制度を時限的に創設します。

(*) 信用保証協会の保証を付さない融資のこと

（プロパー融資借換特別保証制度の概要）

要件	以下の全ての要件を充足する法人 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(*1)が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 申込日(*2)において返済緩和している借入金がないこと (*1) EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費) (*2) 危機関連保証又はSN保証4号(新型コロナ)の指定期間内の場合は、指定期間の始期の前日でも差し支えない。
対象資金	借換資金(プロパー融資のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換えに限る。)

保証限度額	保証限度額：2億8,000万円(組合等4億8,000万円) 申込金融機関における保証限度額は、プロパー融資のうち、経営者保証を提供していない残高の範囲内。
保証期間	(1)一括返済の場合：1年以内 (2)分割返済の場合：10年以内(据置期間は1年以内)
保証料率	0.45%～1.90%
保証人	不要
取扱期間	2027年3月31日まで
その他	申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。 (1)経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること (2)経営者保証を提供している既往のプロパー融資(本制度による返済部分を除く。)の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

Ⅱ 創業支援策

日本公庫のスタートアップ向け融資制度の拡充

○ 小規模事業者向け（国民生活事業）

- 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方の無担保・無保証人で利用する場合の融資制度（旧：新創業融資制度）

※2024年4月1日から拡充予定（一部は2024年2月16日拡充済）

例：新規開業資金を、無担保・無保証人で、新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方がご利用いただく場合

2023 年度		2024 年度	
要 件	創業時において、創業資金総額の1／10以上の自己資金があること等	<u>なし</u>	
融資限度額	3,000 万円 (うち運転資金 1,500 万円)	<u>7,200 万円</u> <u>(うち運転資金 4,800 万円)</u>	
ご返済期間	設備資金：20 年以内 運転資金：7 年以内（原則）	設備資金：20 年以内 <u>運転資金：10 年以内（原則）</u>	
うち据置期間	2 年以内	<u>5 年以内</u>	

○ 中小企業向け（中小企業事業）

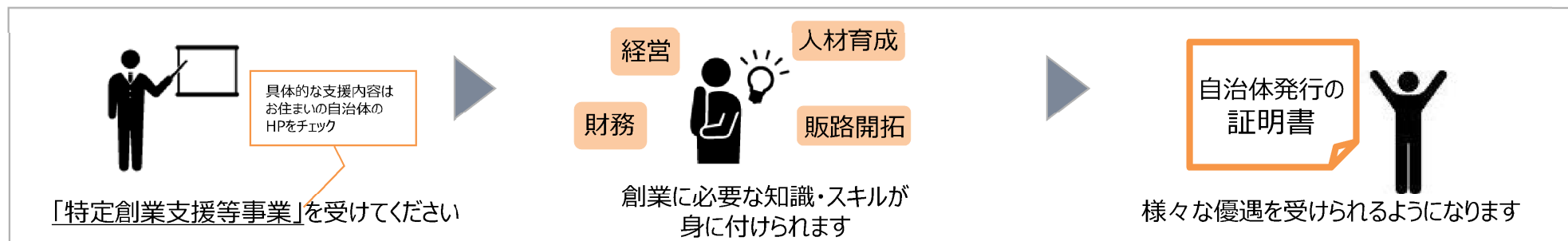
- ・ スタートアップ支援資金 ※2024年2月16日拡充済



詳細は日本公庫HP (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/startup.html>) をご参照ください。

出典：「日本政策金融公庫プレスリリース」

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※ 15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額× 0.35% ※ 7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※ 6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額× 0.35% ※ 3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業支援資金

新たに新規開業する者または事業開始後概ね7年以内の者を対象に、新規開業等の際に必要な資金の貸付に関し、貸付限度額等に特例を設ける制度（貸付限度額：7,200万円）。産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けている場合、特別利率（基準金利-0.40%※）が適用される。

※ 認定特定創業支援等事業を受けた者の内、女性、35歳未満の者については特別利率②（基準利率-0.65%）が適用される。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

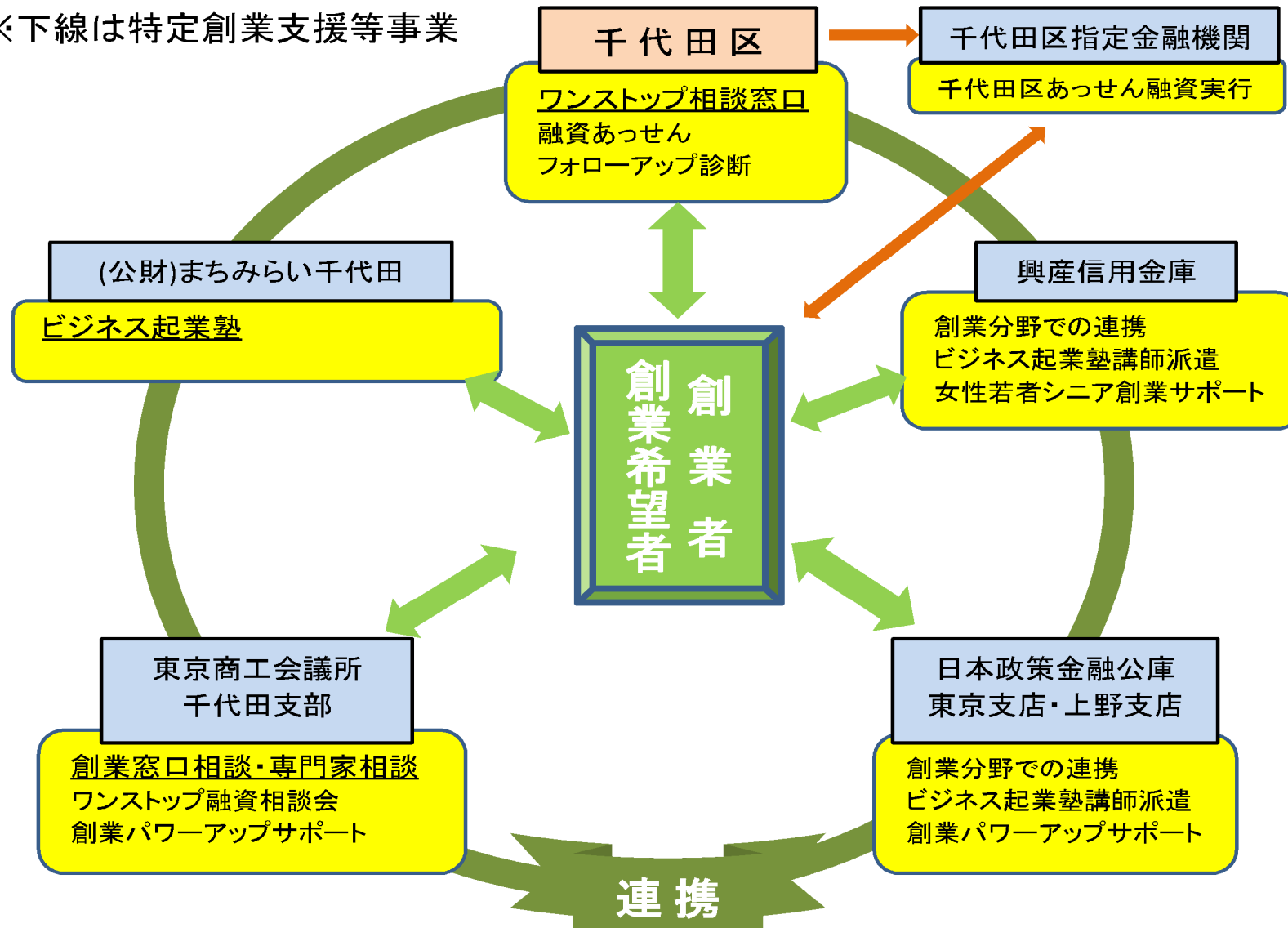
小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限：**200万円**）の申請対象となる。

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

《全体像》

※下線は特定創業支援等事業

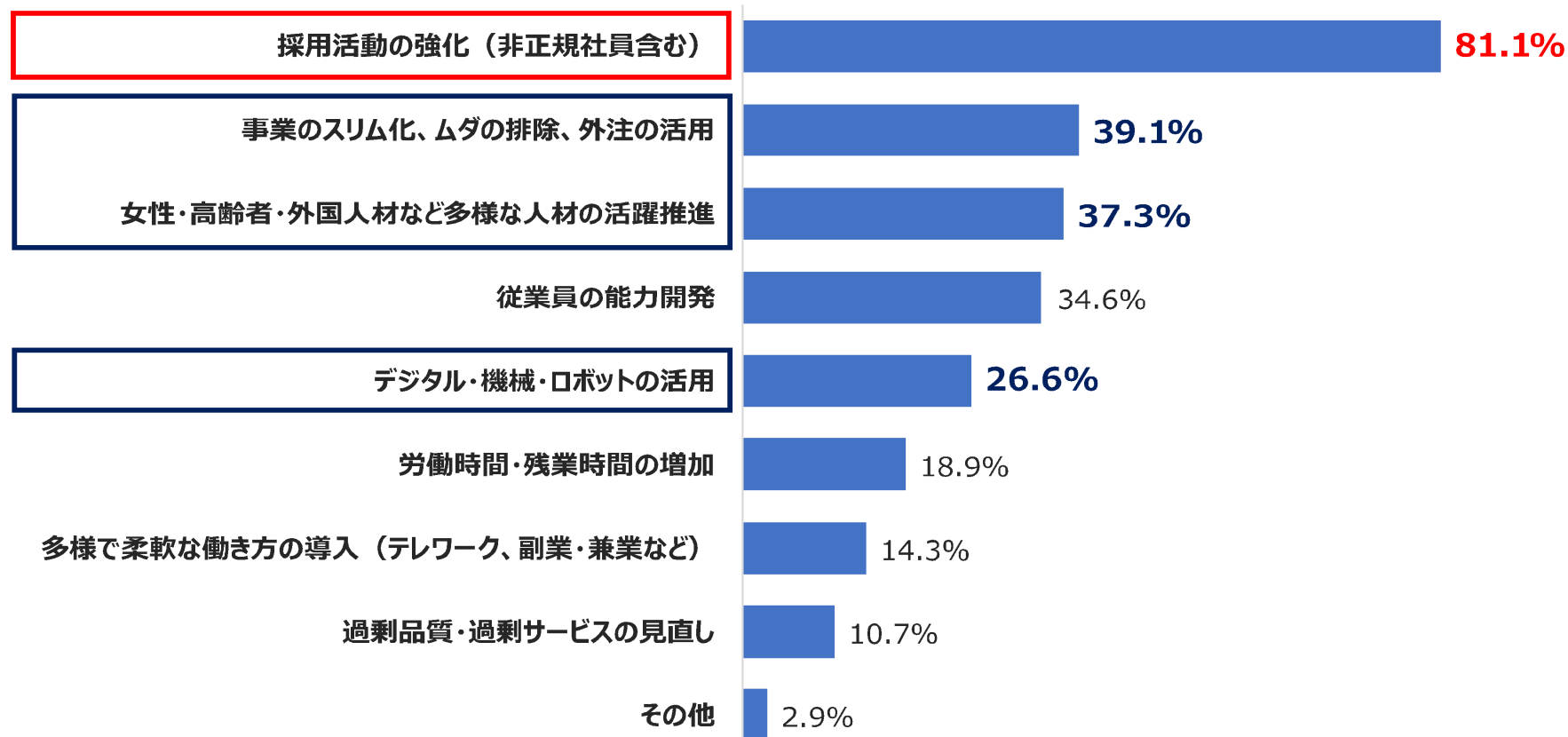


Ⅲ 人手不足対策資金の確保策

1. 人手不足の状況および対応 人手不足への対応方法

- 人手不足への対応方法は、「採用活動の強化（非正規社員含む）」（81.1%）が8割超え、最多。
- 生産年齢人口が減少する中、採用だけでなく省力化や多様な人材の活躍などの取組が求められるが、「事業のスリム化、ムダの排除、外注の活用」（39.1%）や、「女性・高齢者・外国人材など多様な人材の活躍推進」（37.3%）は4割弱にとどまり、「デジタル・機械・ロボットの活用」（26.6%）はさらに低く、3割に満たない。

【複数回答】 n = 1,961 ※④頁にて「不足している」と回答した企業



出典：「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」日本商工会議所・東京商工会議所
2024. 2. 24

今、何が起きている？



生産年齢人口の減少が開始(1995年)してから、30年が経過し、大企業への圧倒的な人材シフトが急激に起こっている



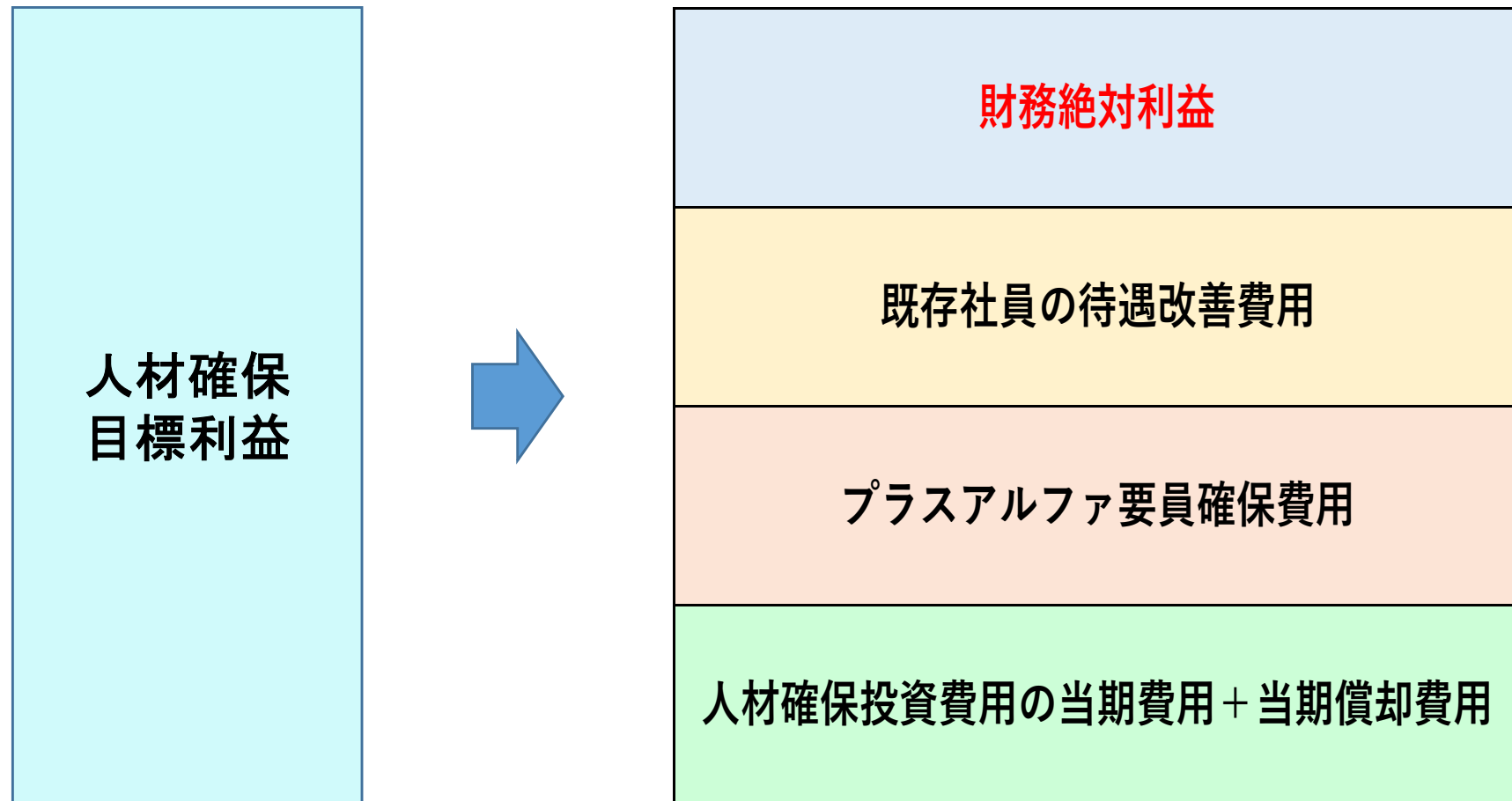
大企業は、過去最高益の企業も多いにもかかわらず、あらゆる準備と採用コンサルティングを受けて、人材確保に必死となっている。

上場企業においては、2023.3期以降は、「人的資本の開示」が義務化。
「**人的資本経営**」(Human Capital Management)が急速に重要となっている。
人的資本開示GLである「**ISO30414**」取得企業も2024年前半では16社に上っている。→ 「**人的資本ROI**」が重要な経営指標となっている



単に、中小企業だから来ないのではなく、採用努力の面、経営目標の設定等の面でも差を付けられない努力が必要。

1 人材確保目標利益の設定



2 財務絶対利益の考え方

財務絶対利益とは？



1年以内以内に返済すべき借入金及びリース負債元本

【流動資産】	【流動負債】
	リース負債
	1年以内返済借入金
【固定資産】	【固定負債】
	長期借入金
	【純資産】



1年以内に預金から減る金額

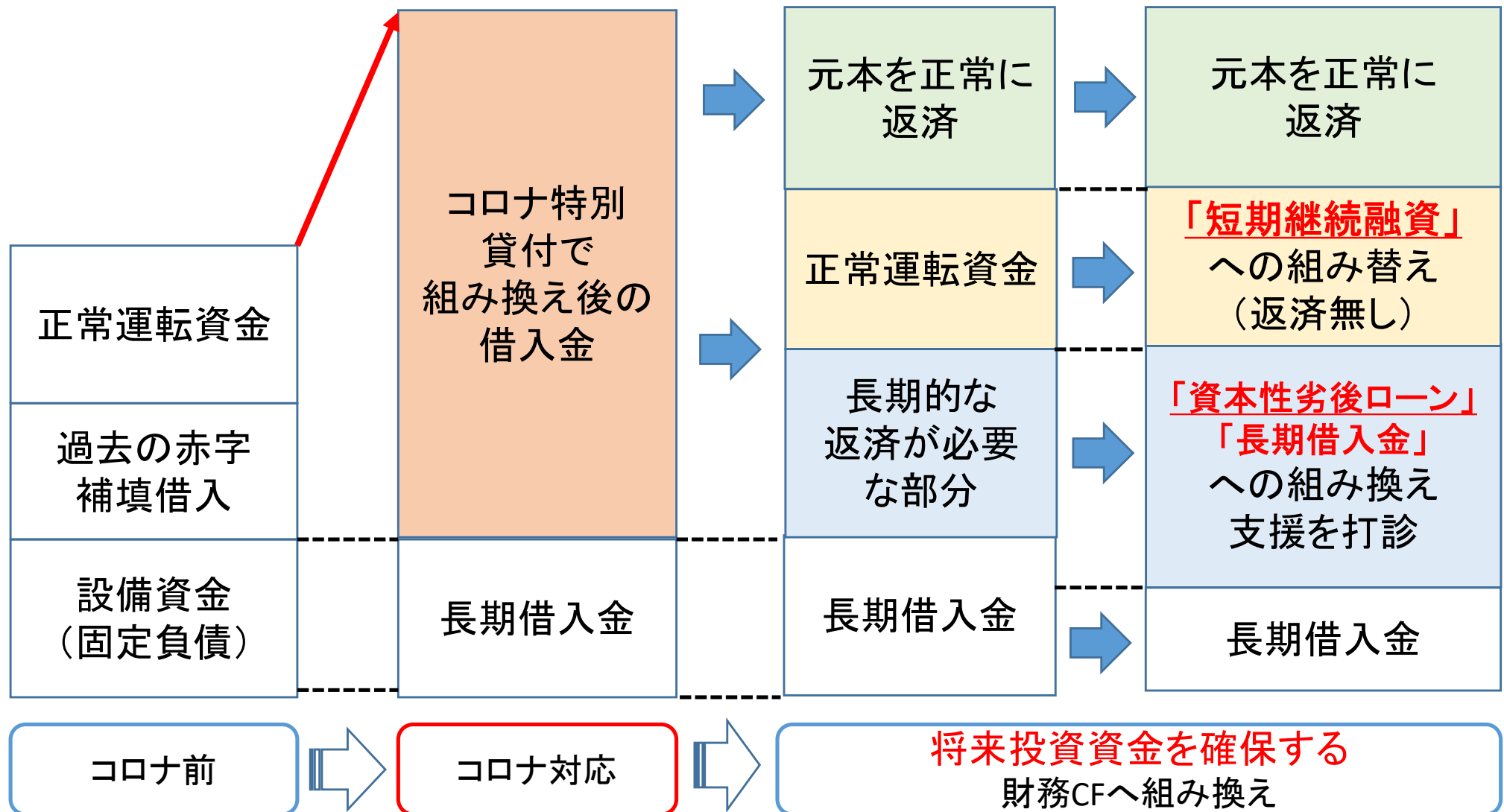


会社が預金が減らないように
財務的に絶対確保すべき利益

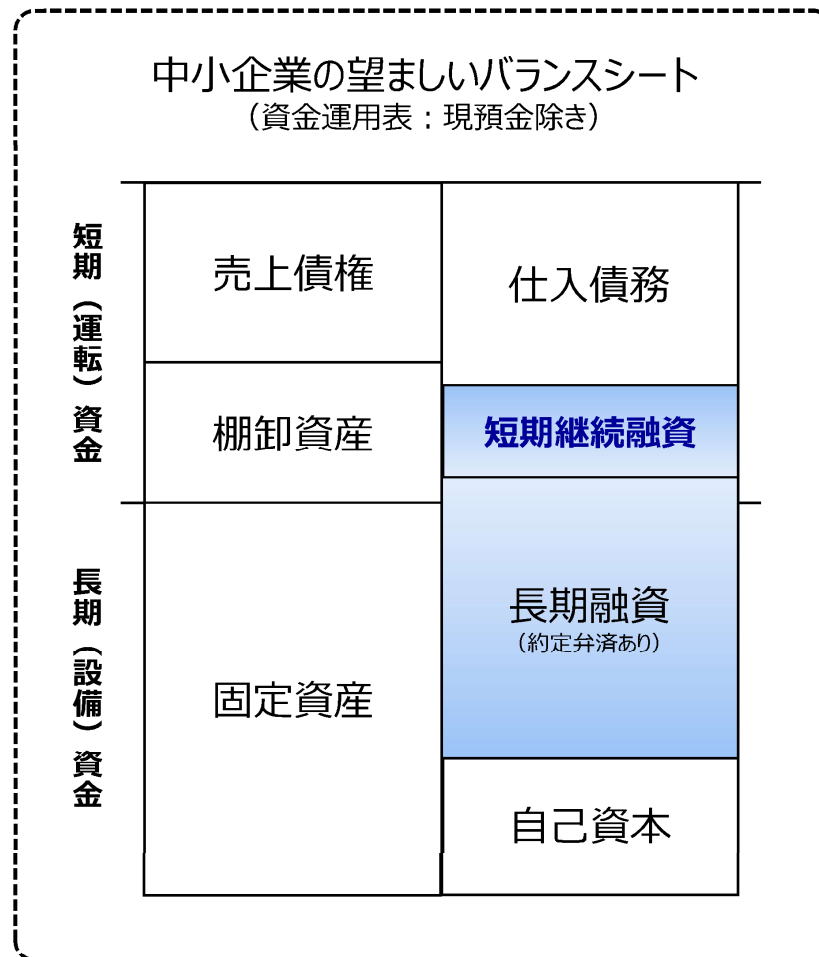


税引き後利益＋減価償却費

「人手不足対策資金」を確保する財務CF組替えプラン」を検討する



事業者支援に必要なこと～融資の組み換え～



- 固定長期適合率 ≤ 100
- 運転資金 (売上債権 + 棚卸資産 - 仕入債務) $\geq$ 短期継続融資

金融機関

基本的なスタンス

- **BSを主体に融資を組み替える**

ゼロゼロ融資も例外ではない

短期融資

- **経常運転資金には短期継続融資を行う**
- 必要に応じて資金繰り表を作成する
- 日常的なモニタリングを行う
- 経営者保証は求めない

長期融資

- **設備資金と赤字資金とを区別する**
- 設備の償却年限と返済年限を揃える
- 赤字資金には将来計画の策定を行う

アフターコロナは融資の組み換えから



(出典: R3.10.8 内閣府沖縄総合事務局「沖縄版 企業支援によるコロナへの挑戦(セミナー)」
金融庁金融監督局銀行第二課地域金融企画室長 今泉宣親氏 講演資料)

3 「人的資本」経営の推移

2018.12

国際標準化機構(ISO)は、「人的資本報告のガイドライン」(ISO30414)を公表(中小企業版を含む)

2020.11

米国証券取引委員会(SEC)は、上場企業に「人的資本情報の開示」を義務化

2022.8

内閣官房が、「人的資本可視化指針」を公表

2023.3

2023.1の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の施行を受け、2023.3. 31以後終了事業年度に係る有価証券報告書より、「人的資本に関する開示」が義務化

人的資本報告のガイドライン
Guideline for internal and external human capital reporting

序文(introduction)

- ✓ 人的資本には、組織の人々の知識、スキル、能力の蓄積及び組織の長期的パフォーマンスへの影響、そして組織の成果の最適化を通じた競争優位が含まれる。
- ✓ 人的資本の測定は、組織が最も重大な資源及びリスクである人を管理することを促進する。人的資本を管理しない組織は、事業が人を通じて達成される長期的かつ持続可能な価値を生み出す能力及び機会を損なうかもしれないことが調査で示されている。
- ✓ 人的資本報告(HCR)に対する標準化されたアプローチは、
(中略)人的資本への投資の結果として生まれる財務的及び非財務的成果への理解のより促進させるメリットがある。

ISO30414が定める「11分野」と55個の測定基準

人的資本エリア		測定すべき基準		中小企業	
				内部管理	外部報告
1	コンプライアンス及び倫理	1	苦情の件数及び種類	○	
		2	懲戒処分の件数及び種類		
		3	コンプライアンス及び倫理研修を修了した従業員の割合	○	○
		4	内部で解消できず裁判等発展したトラブル	○	
		5	外部監査の結果等	○	
2	コスト	6	総労働コスト（外注費等の外部労働コストを含む）	○	○
		7	外注費等の外部労働コスト	○	
		8	平均給与額及び平均役員報酬額		
		9	自社雇用コスト（給与＋社会保険料＋企業年金会社負担額＋人材開発費等）		
		10	解雇、退職勧奨、配置転換等のコスト	○	
3	ダイバーシティ	11	従業員の多様性（年齢、性別、障害、その他）	○	
		12	経営陣の多様性（年齢、性別、障害、その他）		
4	リーダーシップ	13	リーダーに対する従業員等の信頼度（従業員調査等による測定）		
		14	管理範囲（リーダー一人当たりの部下の数）		
		15	リーダーの育成（リーダー育成プログラムや研修へのリーダー参加率等）	※	※
5	組織、文化	16	従業員のエンゲージメント、満足度、コミットメント	○	
		17	定着率	○	
6	組織の健全性、安全性、福利厚生	18	労働災害により稼働できなかった時間数		
		19	労働災害の件数	○	○
		20	業務時間中の死亡者数	○	○
		21	研修への参加率	○	
7	生産性	22	従業員一人当たりEBIT、売上高、利益	○	○
		23	人的資本ROI	○	○

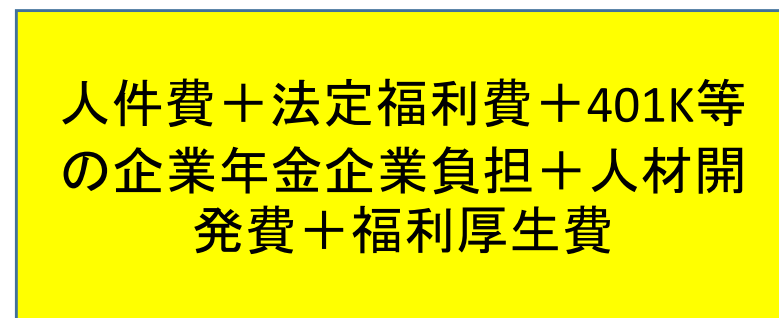
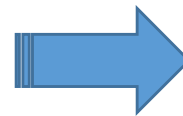
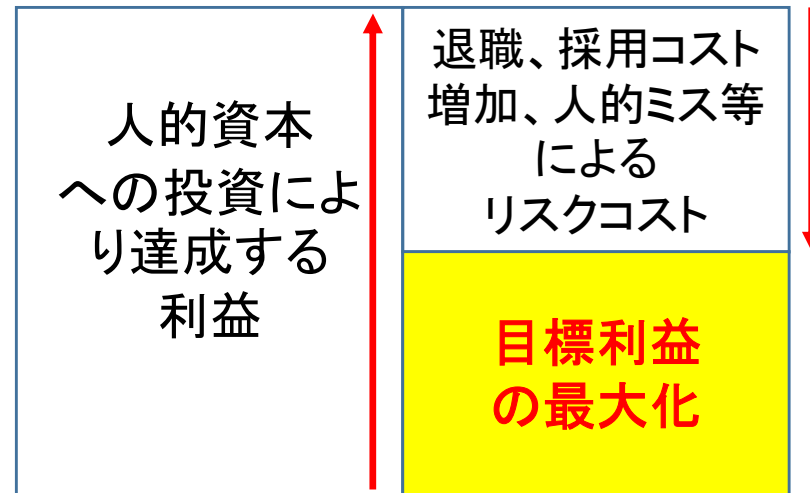
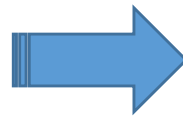
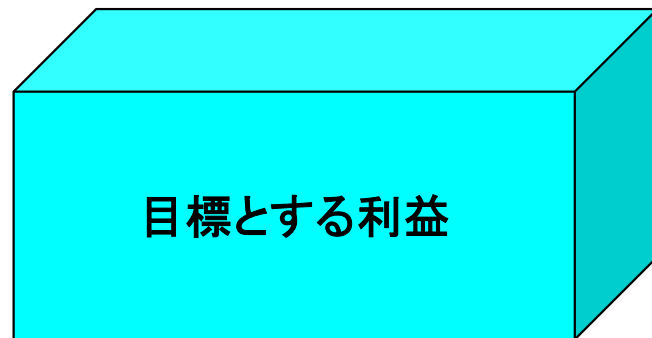
※は、筆者として中小企業でも重要と考える指標

人的資本エリア		測定すべき基準		中小企業	
				内部管理	外部報告
8	採用、異動、離職		【採用エリア】		
		24	ポジションごとの候補者数		
		25	採用ごとの期待値との差異（採用前の期待値との差異）		
		26	人材採用までの期間		
		27	重要ポストでの人材採用までの期間		
		28	自社にとって将来必要となる人材の能力評価方法		
		29	【組織内部での流動性】		
		30	内部人材で充足できたポジションの割合		
		31	重要な求人ポジションでの内部充足率	○	
		32	重要な求人ポジションの全ポジションに対する割合		
		33	求人が発生した重要ポジションの求人ポジション全体に対する割合		
		34	内部異動率		
		35	重要な求人ポジションが発生した場合に対応可能な社内人材の準備状況		
			【離職】		
		36	離職率	○	○
		37	定年退職を除く希望退職率		
		38	キーパーソン離職率		
		39	離職理由別離職の状況	○	
9	スキルと能力	40	人材開発及び研修コスト	○	○
		41	研修参加率	○	
		42	一人当たり研修時間	○	
		43	研修プログラム別の研修参加率		
		44	従業員のコンピテンシー（好業績社員と同様の行動特性）評価		
10	後継者育成	45	重要ポジションでの内部承継率	○	
		46	後継者準備率（後継者になり得る社員数／後継者が必要な幹部社員数）	○	
		47	即時（1年以内）後継者準備率		
		48	短期（1年～3年）後継者準備率		
		49	中期（4年から5年）後継者準備率		
11	労働力の利用可能性	50	従業員数	○	○
		51	フルタイム及びパートタイムの従業員数	○	○
		52	パートタイムをフルタイムに換算して合計した従業員数（FTE）		
		53	臨時の労働力数（個人事業主）	○	
		54	臨時の労働力数（派遣社員）	○	
		55	欠勤率	○	

ISO30414での「生産性」目標は？



人的資本ROIを最大にすること！



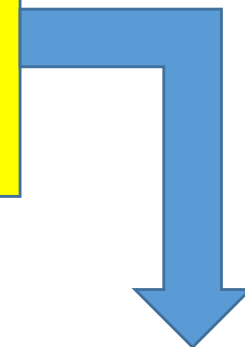
$$\text{人的資本 ROI} = \frac{\text{売上高} - (\text{経常経費} - A)}{A = (\text{人件費} + \text{法定福利費} + \text{401K等の企業年金企業負担} + \text{人材開発費} + \text{福利厚生費})} - 1$$

【ケーススタディ】

- 1 売上高 1億円
- 2 経常利益 1,000万円
- 3 経費: 9,000万円
- 4 経費のうち、上記Aとして集計した金額 6,000万円



人的資本ROI = $(1\text{億円} - (9,000\text{万円} - 6,000\text{万円})) \div 6,000\text{万円} - 1 = 0.16$ (16%)



人的資本によるアウトプットの対応関係からすれば、新卒採用者や中途入社、中途退職者を除外して算出することを考えられる

5. 生産性

指標・実績

人的資本 RoI

	2020	2021	2022
	2.05	4.17	3.44

算出式

$$\text{人的資本 RoI} = \frac{\text{経常利益}}{\text{人的資本コスト}}$$

従業員1人あたりEBIT / 利益

百万円

	2020	2021	2022
従業員1人あたりEBIT	30	63	53
従業員1人あたり利益	24	69	44

※ 従業員数はFTE (当社基準労働時間7.75hにて算出) を使用

出典：「Human Capital Report 2023」 豊田通商株式会社

IV 事例検討

【ケーススタディ】

- 1 食品検査業を営むA社
- 2 従業員数:10名
- 3 直近決算状況:
 - ① 売上高 1億2,000万円 (平均月商1,000万円、回収サイト2か月、買掛金は無し)
 - ② 税引き後利益500万円(減価償却費600万円)
- 4 金融機関借入状況
 - ① 運転資金(コロナ借入金含む)残高 1億円 月額元本返済50万円(うち、日本政策金融公庫借入金5,000万円)
 - ② 検査機器設備資金 5,000万円 月額元本返済50万円
- 5 人材確保のための投資計画:950万円(①から⑦合計)
 - ① 既存社員待遇改善費用:200万円/年(一人当たり年間20万円の改善)
 - ② プラスアルファ要員確保費用:400万円
 - ③ コミュニケーションツール導入費用:月額5万円×12か月=60万円
 - ④ 福利厚生費用増額:2万円/人×10人=20万円
 - ⑤ 表彰制度の充実:50万円
 - ⑥ 研修予算の増額:2万円/人×10人=20万円
 - ⑦ 採用費用:200万円

1 財務絶対利益の計算

$(50\text{万円} + 50\text{万円}) \times 12\text{か月} = 1,200\text{万円}$

2 現状の財務CFの問題点

税引き後利益500万円 + 減価償却費600万円 = 1,100万円

財務絶対利益より100万円少ない。これでは、人材確保投資予算950万円を全く捻出できない。

3 対応策の検討

① 現状での利益の積上必要額は？

$(1,200\text{万円} - 1,100\text{万円}) \div 0.65(\text{税効果}) + 950\text{万円}(\text{人材投資})$
= 約1,100万円

② 単年度で達成できるかを検討する。

③ 金融機関に、財務絶対利益改善の交渉を行い、①のハードルを下げる。

戦略Ⅰ 短期継続融資への切り替え打診

→ 所要運転資金 1,000万円×2か月＝2,000万円

戦略Ⅱ 日本政策公庫に、民間取引金融機関との協調による支援及び資本性ローンによる月額返済額の軽減を要請

戦略Ⅲ 民間金融機関に対して、人材投資資金とセットで、既存借入金の月額返済軽減を合わせて要請

(単位:千円)

	残高	年間返済額
運転資金	100,000	6,000
設備資金	50,000	6,000
合計	150,000	12,000

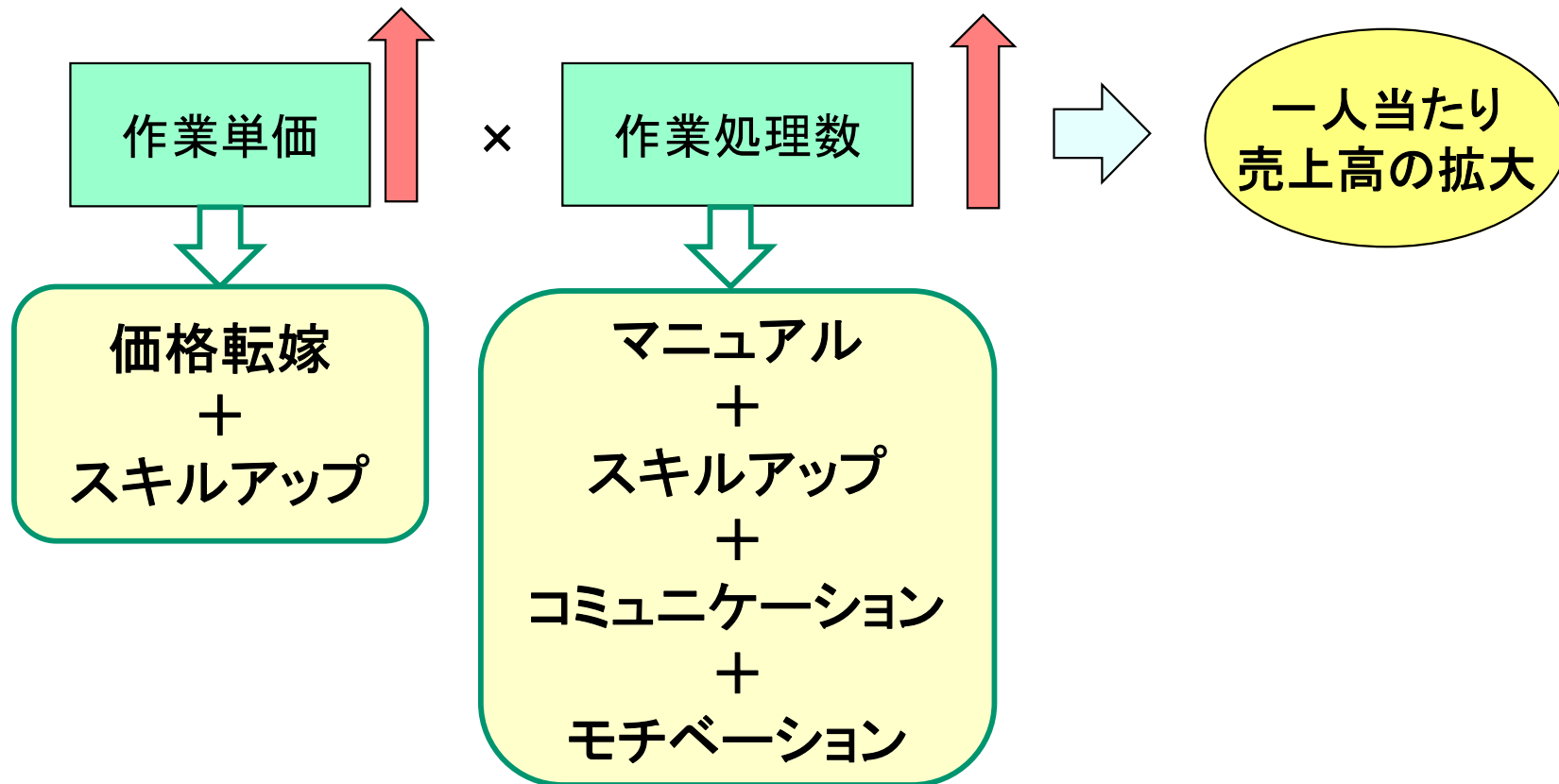


(単位:千円)

	残高	年間返済額	年間返済額 (4年目以降)	金融機関
短期継続借入	20,000	0	0	民間
資本性ローン	50,000	0	0	公庫
借換融資 (3年据置)	85,000	0	6,000	民間
小計	150,000	0	0	
資本性ローン (人材投資)	20,000	0	0	公庫
人材投資借入 金(3年据置)	10,000	0	1,000	民間
合計	180,000	0	7,000	

- 5 4による財務CFを改善した期間を最大限活用して、人材投資による収益力を強化する。
→ 単に、元本据え置きという考えでは、金融機関がどこも支援してくれない！

① 「一人当たり売上高」の最大化を目指す(KGI)



- ② ①の結果として、「人的資本ROI」(KGI)を上昇させ、求職者へのアピールする！（中小企業でも取り組んでいることをアピールする！）

今、中小企業への財務支援を行う時の心構えは？



人手不足、インフレ、金利上昇という急激な経営環境の変化に対応するための時間を確保すること！



財務CFを組み替えて、手元資金を確保して、改善＆成長する時間を確保する



出口までの改善＆成長戦略（長期戦略の場合には、事業承継戦略も必要！）を経営者に考えさせ、金融機関に協力を要請する



計画達成のための伴走支援を行う

